

医療的ケア児支援法成立

参院本会議 保育所、学校に看護師

たんの吸引などが必要な「医療的ケア児」や家族に対する支援法が11日、参院本会議で全会一致により可決、成立した。保育所や学校への看護師の配置や、全国に支援拠点を設置するなどが柱。超党派による議員立法で、適切な対応を取るべく、自治体や自治体の責務も明記した。田村憲久厚生労働相は同日、看護師の配置について「体制の整備を急ぐ」と強調した。

自宅を暮らす人工呼吸器や人工栄養を送る胃ろうを使うなどして医療的ケアが必要な子どもは全国に約2万人いるとされる。医療技術の進歩によって増えているが、教育現場での受け入れ体制が不十分で、家族が世話のために離職せざるを得ないことなどが課題となっている。

支援法は、基本理念に「医療的ケア児の日常生活を社会全体で支える」と掲げた。医療的ケアを必要としない子どもたちでも、教育を受けられるよう最大限に配慮し、行政や民間が緊密に連携するよう注文した。

保育所や学校には、保護者が付き添って世話を必要とするために、看護師の配置を要請。国や自治体には、保育所や学校の

学童クラブ(学童保育)も受け入れてくれなかった。粘り強い交渉で、学校や学童クラブはそれぞれ看護師を配置したが、朝の学校への送りは今も毎日、原田さんが付き添う。

注入や水分補給の機器を抱えての付き添いは荷物が多くて、雨の日は大変。児童館や放課後デイサービスからの帰宅時は訪問看護師らが付き添ってくれるけれど、学校は朝立のケアに慣れた訪問看護師さんが関われないかと苦言を吐いて」と原田さんは打ち明ける。送迎時の保護者負担は全国の医療的ケア児の保護者から悲痛な声があった。成



京都の保護者「一歩前進、でもがらっとは変わらない」



母の原田美鈴さんとおどける萌立君。医療的ケアが欠かせない(2019年、京都市南区)

立った支援法は切れ目のないケアをどうが、現実には、教育と在宅福祉の間に縦割り行政の壁がある。

京都市でも家庭支援課によると、市内の医療的ケア児は、就学前を含めて、およそ1500〜2000人とみられるという。市は2019年に「障害のある児童に係る実態把握」を公表しているが、放課後デイサービス事業所の8割が、医療的ケア児や重症心身障害児の受け入れは困難だと回答し、その半数は支援のノウハウがない」とを理由に挙げた。

萌立君は多い時は1時間ごとに、たんの吸引が必要で、食事は経管栄養。カニューレの扱いなどケア手順は、原田さんが学校に挙げた。

萌立君は多い時は1時間ごとに、たんの吸引が必要で、食事は経管栄養。カニューレの扱いなどケア手順は、原田さんが学校に挙げた。

萌立君は多い時は1時間ごとに、たんの吸引が必要で、食事は経管栄養。カニューレの扱いなどケア手順は、原田さんが学校に挙げた。

医療的ケア児支援法のポイント

- 国と自治体には医療的ケア児に対する責務がある
- 保護者の付き添いがなされても適切な支援を受けられるよう、学校や保育所に、看護師の配置を求める
- 各道県に「医療的ケア児支援センター」を設置する

早急に実効性ある方策を

「早く」との理念を掲げたことには評価できる。ただ、学校への看護師配置をどう実現するかは、具体策は明記されていない。「教育を受ける」という当たり前の権利を保障するため、国は実効性のある方策を早急に示すべきだ。

自宅を暮らす医療的ケア児は約2万人おり、すでに児童福祉法では、保健や医療、福祉などの支援を受けられるよう、自治体に体制の整備を求めている。今回の支援法では、医療的ケアを必要としない子どもたちでも、最大限に配慮すること盛り込み、一歩踏み込んだ形だ。

しかし実際は公立の小学校で受け入れは進んでいない。看護師は慢性的な人手不足で、たんの吸引などを担う人員確保が難しく、学校への配置が遅れているからだ。病室や障害の有無にかかわらず子どもたちが一緒に学ぶ仕組みをつくることは、国が目指す「共生社会」の実現には欠かせない。全国でも支援を受けられるよう対策を急がなくてはならない。

医療的ケア児 胃にチューブで栄養を送る経管栄養や、気管切開に伴ったんの吸引、人工呼吸器装着などの医療行為が日常的に必要とする。医療技術の発達に伴って新上市集中治療室(NICU)で救命される例が増え、近年、増加傾向にある。自宅を暮らす医療的ケア児は、全国に約2万人いると推計されている。症状は一人一人異なる。

医療的ケア児法成立

家族負担軽減目指す

人工呼吸器による呼吸管理など医療的なケアを受けながら生活する「医療的ケア児」の支援強化を柱とした法律が11日、参議院本会議で全会一致により可決、成立した。(福田敏克)

保育所や学校の設置者には看護師らを配置するよう義務付ける。通園や通学の付き添いなど家族に負担を強い

聖子・自民党幹事長代行らが起草した議員立法として、6月4日、渡嘉敷奈緒美・衆議院厚生労働委員長が提出していた。
法案の名称は「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案」で、医療的ケア児の定義、国や地方自治体の責務を盛り込んだ。都道府県は家族からの相談を受け付ける支援センターを設置する。その運営は社会福祉法人などが担う。現在、医療的ケア児

は保育所で預かっても入所が多い。自治体には見えなかつたり、登校時に保護者の付き添いを求められたりするケースが多い。自治体によつて取り組みに差があることもかねて指摘されていた。
厚生省によると、医療的ケア児の数はこの10年間で2倍に増えて現在推計2万人。